

静 岡 市 報

No. 51

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

規 則	
静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
教育委員会規則	
静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	2
地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	3
企業局管理規程	
静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程	3
消防本部訓令	
静岡市消防防災局消防機械器具管理規程の一部改正	7
消防本部告示	
静岡市消防吏員任用規程の一部改正	8

規 則

静岡市規則第58号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 5 月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第 6 号第 4 面財産目録を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第17号

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 5 月29日

静岡市教育委員会

委員長 後 藤 康 雄

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則（平成16年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号その 2 中

「

園児に公立又は私立の幼稚園に通う兄弟・姉妹がいる場合は、下記の欄に記入してください。				
氏 名		在園幼稚園・組名	幼稚園 組	歳児
氏 名		在園幼稚園・組名	幼稚園 組	歳児
園児に公立又は私立の小学校に通う兄・姉(第1学年に在学するものに限る。)がいる場合は、下記の欄に記入してください。				
氏 名		在学小学校名	小学校	1 年生

を

」

「

園児に公立又は私立の幼稚園又は保育園に通う兄弟・姉妹がいる場合は、下記の欄に記入してください。				
氏 名		在園幼稚・保育園名		歳児
氏 名		在園幼稚・保育園名		歳児
園児に公立又は私立の小学校に通う兄・姉(第1学年又は第2学年に在学するものに限る。)がいる場合は、下記の欄に記入してください。				
氏 名		在学小学校名	小学校	年生

に、

」

「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

静岡市教育委員会規則第18号

地方自治法第180条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 5 月29日

静岡市教育委員会

委員長 後 藤 康 雄

地方自治法第180条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「副市長及び」を「生活文化局、保健福祉子ども局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第25号

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成19年 5 月18日

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
(1) 現場手当	取水場又は浄水場の業務に従事したとき。	
	取水場職員	日額170円(ただし、管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安監督の業務に従事したときは日額150円を加算した額)
	浄水場職員	日額180円(ただし、管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安監督の業務に従事したときは日額150円を加算した額)
	技能士、水道指導員及び技手である職員が、水道工事、下水道工事又はしゅんせつ工事に従事したとき。	日額170円(ただし、専ら交通の頻繁な道路上における作業に従事するときは日額100円を、下水管きょ内の作業に従事したときは日額620円を、汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業に従事したときは日額470円を加算した額)
	浄化センターの業務に従事したとき。	日額280円(ただし、交代勤務に従事したときは日額440円を、管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気

		工作物の工事、維持及び運用に係る保安監督の業務に従事したときは日額150円を、下水管きよ内の作業に従事したときは日額620円を、汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業に従事したときは日額470円を加算した額)
	下水道ポンプ場の業務に従事したとき。	日額200円(ただし、交代勤務に従事したときは日額240円を、下水管きよ内の作業に従事したときは日額620円を、汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業に従事したときは日額470円を加算した額)
(2)水量点検手当	検針又は水量の異常調査に従事したとき。	日額150円
(3)滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき。	日額400円
(4)主任者手当	管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安監督の業務に従事したとき。	日額150円
(5)用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき。	日額300円
(6)夜間運転作業手当	浄化センター又は下水道ポンプ場の交替業務に従事する職員が深夜(午後10時から翌日の午前	

	5 時まで) 5 時間以上勤務したとき。 浄化センター職員 下水道ポンプ場職員	1 回につき 1,120 円 1 回につき 780 円
(7) 不快作業手当	下水管きよ内の作業に従事したとき。	日額 620 円
	汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業に従事したとき。	日額 470 円
(8) 停水処分手当	停水執行に従事したとき。	日額 400 円
	停水処分後の納付折衝業務に従事したとき。	1 件につき 510 円
(9) 緊急出動手当	正規の勤務時間外の時間又は休日等において、管理者の招集によって出勤し、現場作業に従事したとき。	1 回につき 1,120 円
(10) 危険作業手当	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等の作業に従事したとき。	日額 200 円
	建築物の基礎工事その他これに類する工事において、地表又は水面下 4 メートル以上の深所で行う工事現場における監督、測量等の作業に従事したとき。	日額 200 円
	増水時における取水口の保守点検等危険な業務に従事したとき。	1 回につき 300 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当から適用する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第 9 号

消防防災局

各消防署

静岡市消防防災局消防機械器具管理規程（平成17年静岡市消防本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

平成19年6月1日

静岡市消防長 岡 村 一 博

第12条第1号中「第35号」を「第35条」に改める。

第13条中「当該各号」を「当該各号に」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「平成」及び「印」を削る。

様式第3号中「平成」を削り、

「

(所属長)

配置換え前 所 属

授 所属長 印 氏 名

を

受 所属長 印 (所属長)

」 配置換え後 所 属

氏 名

」

「変更前署所名」を「配置換え前署所名」に、「変更後署所名」を「配置換え後署所名」に改める。

様式第 4 号中「平成」及び「印」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

消防本部告示

静岡市消防本部告示第 2 号

静岡市消防吏員任用規程（平成17年静岡市消防本部告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 6 月 1 日

静岡市消防長 岡 村 一 博

別表第 1 中

「

国籍	日本国籍を有する者	を
----	-----------	---

「

資格要件	日本国籍を有する者であること。	に
------	-----------------	---

改める。

別表第 2 中「論文試験」を「小論文試験」に、「小論文」を「小論文試験」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。